

2022年11月30日

各 位

会 社 名 バリオセキュア株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 稲見 吉彦
(コード番号：4494 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 磯江 英子
(TEL. 03-5577-3284)

監査等委員会設置会社移行に伴う「内部統制システムに関する基本方針」の 一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い同日開催された取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」及び「行動規範」をはじめとする社内規程を遵守し、リスク管理委員会にてコンプライアンスの取組みについて管理、監督します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に関する情報、その他重要な決裁に関する情報に関し、法令及び「文書管理規程」に従い記録し、保存します。取締役及び監査等委員である取締役は常時これらの情報を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会のもと、当社のリスクマネジメントを円滑に推進します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」や「職務権限規程」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにします。
- (2) 週次開催のマネジメント連絡会にて経営報告を行うことで取締役会の審議の効率化を図ります。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社が生じた場合には、「関係会社管理規程」を新設し、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとします。

6. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員である取締役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査等委員である取締役の補助者に任命します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員である取締役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。
- (2) 補助者は、監査等委員である取締役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有します。

8. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- (1) 監査等委員である取締役は、重要な社内会議に出席することができます。
- (2) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査等委員である取締役から報告を求められた場合については、必要な報告及び情報提供を監査等委員である取締役又は監査等委員会において適時適切に行うこととします。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員である取締役へ報告をした者が当該報告を理由として、不利益な扱いを受けないものとする。

10. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築します。
- (2) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員である取締役の請求等により速やかに処理を行う体制とします。

11. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査内容についての情報の交換が十分に行えるための体制をとります。

以 上